



# 議会

# だより

## Topics



6月定例会 …………… 2～5ページ

一般質問 …………… 6～11ページ

教育長退任挨拶 …………… 12ページ



## 議場も コロナ対策

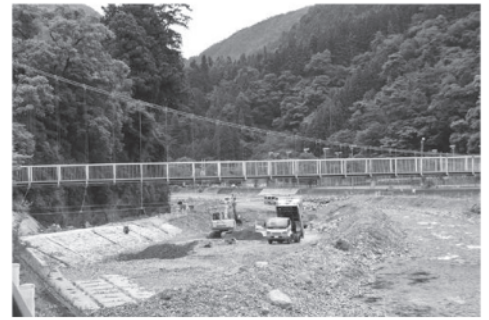
議場もソーシャルディスタンスを重視して配置の変更をしています。各個人の間は2mとし、壇上にはアクリルパネルを設置、空気の循環の為ドアは解放し扇風機を使用しています。机は開会前にはアルコール消毒をおこない、もちろん全員マスク着用です。

# コロナ対策等の一般会計 補正予算第1回の専決承認

# 村 議 会

## 6月定例会 令和2年 第2回

村議会6月定例会は、6月10日に開会し、30日に閉会いたしました。審議した案件は、令和2年度補正予算案、条例案など17件が提出され、すべて原案のとおり可決いたしました。審議内容を要約してお伝えします。



▲河川復旧工事

■令和元年度丹波山村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告

令和元年度丹波山村一般会計において、繰越明許した事業は、プレミアム商品券事業、長期総合計画及び総合戦略、人口ビジョン策定業務委託及び道路及び河川災害復旧工事の6件です。  
質疑・討論はありません。

■令和元年度丹波山村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告

令和元年度丹波山村簡易水道事業特別会計において、繰越明許した事業は、小峰山浄水場更新事業です。  
質疑・討論はありません。

■丹波山村税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認  
法律改正に合わせた改正



▲小峰浄水場

や、平成の年号を令和に修正するものとなっています。  
質疑・討論はありません。

■丹波山村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分

国保税医療分の課税限度額の引上げの改定、介護納付金分で課税限度額の引き上げや国保税の減額、軽減の改正です。  
質疑・討論はありません。

■丹波山村定住促進住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の専決処分

3月議会定例会において、本条例に追加しましたが、地方創生交付金を活用し建設されたもので、交付金の申請内容とそごがあることが判明したための改正です。

### 質疑応答

酒井隆幸 住宅の入居期限についてですが、4月に入居してから3年間の期限付ということでしたが、3年間たった後、入居者はどのように住居を探すのか。村はしっかりとあつせんするのかわかります。

振興課長 本来でしたら村営住宅から村営の住宅への入居は認めないという条例になっておりますが、奥秋第2住宅に居住する者については、この限りではないという条例の変更も加えています。具体的な計画はないにしろ、また単身住宅等も必要性は今後も出てくると思いますので、検討課題になっていきます。

酒井隆幸 村営住宅から村営住宅の転居に関しては、第2住宅の入居者に限り大丈夫ということですか。



▲奥秋住宅

振興課長 そのとおりです。住宅については、大きな問題になっていないので、まだ予算はないんですが新しい村営住宅を建てる方向で考えています。

■令和2年度丹波山村一般会計補正予算（第1回）の専決処分  
主な内容は別表

### 質疑応答

守屋保志 貝沢川の復旧工事は、当初5月連休に何とか間に合うようなということだったがどうなっているのか伺います。

総務課長 川の池をグラウンドの周辺まで増やし、フェンスを直します。また土砂の流出により水の取入口のめどが立たない状況なので、取りあえず貝沢の水を回し、できれ



▲河川復旧工事（貝沢川）

# 一般会計補正予算第1回(専決)の内訳

## 主な歳入

(単位：千円)

区分	補正額	主な内容
国庫支出金	57,038	総務費国庫金 56,288 民生費国庫金 750
繰入金	10,500	
計	67,538	

## 主な歳出

(単位：千円)

区分	補正額	主な内容
総務費	56,288	特別定額給付金 56,000
民生費	750	児童手当上乗せ分 750
災害復旧費	10,500	貝沢川復旧工事 10,500
計	67,538	



▲つり場事務所

ば7月をめどに考えています。  
守屋保志 せっかく来たお客さんが観光施設、村営の施設もやらないということになれば、がっかりすると思いま

### ■丹波山村国民健康保険条例

**正する条例**  
新型コロナウイルス感染症等にかかる徴収猶予の特例の取扱いを丹波山村条例に加えるものです。  
質疑・討論はありません。

すので、計画どおり事業が実施できるか伺います。  
総務課長 特に7月4日、5日、アユの解禁が始まり、アユの買取などそれに間に合わなければ、かなり後手になるので、できるだけ早くやる予定でいます。

### 質疑応答

#### 例の一部を改正する条例

国民健康保険の広域化に伴い、県に納付金を納付するための税率等を改正します。

**広瀬直照** 改正後の具体的な保険税をモデルケースで教えていただきたいことと令和元年度の保険税の納付状況を伺います。

**住民課長** 国保税の算定の基礎となる県に納める国民健康保険事業費納付金の一人当たりの納付金では、丹波山村は一人当たり10万3,224円で、山梨県の平均の13万5,329円よりも3万2,105円低くなっています。隣村の小菅村は、12万2,230円。上野原市は14万4,247円で、丹波山村は今年度も県内一低い納付金となっております。  
県内で最も高い市町村は山中湖村で16万2,366円です。

改正後の具体的な国保税のモデルケースですが、夫婦と子供一人の3人家族で、所得金額が100万円の場合、令和元年度の税率で計算しますと、23万4000円です。令和2年度の改正後の税率で計算すると、23万9,200円となり、この場合8,800円の増額となります。

令和元年度の保険税と納付状況ですが収納率100%となりました。これにより山梨県からの特別交付金が175万円。国保税軽減分である保険基金安定繰入金金が433万4,848円と、繰越金22万3,416円で納めることができ国保財政調整基金からの繰入れは行いませんでした。

**広瀬直照** 県内で納付100%はほかにありますか。また、モデルケースで単身者は前年と比べてどうなるか伺います。

**住民課長** 令和元年度の100%だった市町村というのは、分かりませんが、その前の平成30年度の収納率100%は、小菅村と丹波山村の2村でした。  
単身者の納付金額ですが、令和元年度の一人当たりの納付金額が9万6,841円でした。令和2年度の納付金額は、10万3,224円。増減は、6,383円の増です。

#### ■丹波山村国民健康保険条例の一部を改正する条例

新型コロナウイルスに対する傷病手当金に関する改正です。  
質疑・討論はありません。

#### ■丹波山村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

新型コロナウイルスに対する傷病手当金に関する改正です。  
質疑・討論はありません。

#### ■丹波山村介護保険条例の一部を改正する条例

介護保険法の一部改正により、保険料率を見直すものです。  
質疑・討論はありません。

#### ■丹波山村長、副村長及び教育長の給与等に関する条例

新型コロナウイルス感染症の対策費に充当するため令和2年7月1日から、令和2年11月30日までの間、村長の給与月額10%、副村長及び教育長が給与月額の7%を減額する改正です。  
質疑・討論はありません。

#### ■令和2年度丹波山村一般会計補正予算(第2回)

主な内容は別表

### 質疑応答

**守屋保志** 地位確認等請求調停解決金50万円の計上ということ、当方に不備があったのですか。

**副村長** 不備というのは、その方を採用した平成24年から、何年にもわたって雇用契約書が締結されていなかったというので、毎年雇用されるとい期待を持たせてしまったとい

うところが不備だということになります。

ただ、65歳というのが一般的な定年と言われていますので、話し合いをしたのですが、相手方の要求金額の半分以上で和解が成立しました。

公務員も民間も人を採用する場合には必ず雇用契約書を作成し、いつからいつまで雇用する、民間の場合は1年超える場合もありますが、地方自治体の場合は最大4月1日から3月31日までの間で雇用契約を締結する必要があります。

ただ、本件の場合契約書そのものがなく自動契約されるというの期待感を持たせてしまったというのが原因です。

**守屋保志** それ以降の契約書について、法的の根拠にのっとって全てが作成されていますか。

**副村長** 今はそういうことはありません。

**守屋保志** 雇用契約書の作成忘れとかの対策は考えているのでしょうか。

**副村長** 役場の職員の場合、今年度から地方公務員法と自治法が改正され、任期付職員としての雇用となり雇用契約書ではなくて、労働条件通知書に変わり、受け取ったという受領書をいただいています。契約形態が変わることもあり各課に遺漏のないよう

指示しておりますので問題ないと考えています。

**酒井隆幸** 庁舎プロポーザルの審査会はどのようなメンバーで構成されているのか伺います。

**副村長** 庁舎建設に当たって、庁舎を設計施工する業者を公募し結果、10社が手を挙げて、全社、一次選考を通じています。その審査を2日間にわたって行います。

メンバーは大学の准教授が1名、村から私と総務課長、一般の村民の方2人の、5人で構成します。

**守屋保志** 庁舎のプロポーザルの募集に伴う審査員の報酬額の根拠となる規定はあるのでしょうか。

**副村長** 丹波山村に報酬根拠の規定はありません。

**守屋保志** 規定がないということですが、どういった根拠で計上されるのか伺います。

**副村長** 報酬については、それぞれすぐく難しいことを審議していただくこととか、非常に簡単なものとか、時間を拘束しないとか、いろいろありますが、基本的には定まっている以上、村長に決裁をいただいで、その上で決定しています。

前回のシンポジウムと今回の審議会、私どもの審査会は、同種のものだと考えましたの

## 一般会計補正予算第2回の内訳

### 主な歳入

(単位：千円)

区分	補正額	主な内容
地方交付税	12,000	特別交付税
国庫支出金	39,939	児童福祉費補助金 400 総務費補助金 39,539
県支出金	1,004	社会教育総務費補助金 1,004
繰入金	22,783	公共施設整備基金 11,000 財政調整基金 11,513 庁舎整備基金 270
計	75,726	

### 主な歳出

(単位：千円)

区分	補正額	主な内容
総務費	66,551	地域創生推進交付金事業 45,000 地域創生臨時交付金事業 20,622
民生費	6,050	保育所管理費 400
衛生費	747	保健衛生費 747
農林水産業費	1,914	人事異動による補正です
商工費	△6,248	
教育費	6,712	スクールバス管理費 1,384 公民館修繕費 600
計	75,726	

で、大学の先生には同じように5万円。一般の審査員の方については1万円と考えています。

**酒井隆幸** スクールバス管理費委託料138万4,000円の補正理由を伺います。

**教育次長** 年度末に打合せが不十分でしたので、改めて業者と交渉を行い、学校行事の送迎、夏休み、冬休みの送迎に追加した形で、月額27万8,300円という金額で合意ができたので、不足分の金額を計上いたしました。

**酒井隆幸** 月額27万8,300円の内訳を詳しく伺います。

**教育次長** 委託金額の根拠と

して、スクールバスを月当たり17日で1万1,000円。給食運搬費17日で3,000円。甲州市へパンを取りに行くのが3日掛ける5,000円。これを足したものが月額25万3,000円。それに消費税を掛けて27万8,300円と算定しました。

**酒井隆幸** 業務委託のようなことというのは、村として契約書等は交わさなくてもいいのですか。

**総務課長** 年度はじめには契約しています。

**守屋保志** 地域おこし協力隊事業委託料180万円について、具体的な説明を求めます。

**総務課長** 今年から地域おこし協力隊は、役場から出て、一般社団等に出ていますので2社に一人ずつ、二人分を委託して、その中で予算を使ってもらう形になっています。

**執行機関の附属機関等の委員への就任を制限する決議**  
村議会議員が附属機関等の委員への就任を制限する決議です。

制限するのは次の委員となります。  
(1) 地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関。

(2) 規則及び要綱等により設置されている、前号に類す

る合議制機関。

(3) 地方自治法第174条に規定する専門委員。

(4) 前号に類する委員。

### ■丹波山村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

新型コロナウイルス感染症の対策費に充当するため令和2年7月1日から、令和2年11月30日までの間、議員の報酬の5%を減額する改正です。

### 賛成討論

守屋保志（全文）

岡部岳志村長の施政方針演説の冒頭において、新型コロナウイルス感染症に対するこれまでの取組と、今後の対処方針を伺い、村長の決意と執行部の取り組む姿勢が認識で

きました。さらに、村長をはじめとする副村長、教育長の報酬を減額し、対策費の財源として活用する考えをお聞きし、3役の覚悟を確認いたしました。

次に、3議員による新型コロナウイルス感染症の対応についての一般質問において、村長をはじめとする執行部の答弁を踏まえ、我々村議会としても同調すべきとの結論にいたり、賛成するものであります。

### ■丹波山村教育委員会教育長の任命

野崎喜久美教育長の任期が令和2年6月30日で満了となり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定に基づき、梶原勝由氏が新たな教育長に任命されます。

## 村長施政方針について



村のホームページに掲載しました。また閲覧用の冊子を役場に用意しておりますのでご利用ください。



## 丹波山村議会 新型コロナウイルス 対策会議

### ▼第1回

令和2年4月28日（火）中央公民館2階会議室において、3密にならないよう席の間隔を広くし、換気の為に窓を開ける配慮をして対策会議が行われました。当日は全議員と役場から村長、副村長、各課長の出席があり、これまでの対策内容の説明を受け、ゴールデンウィーク中の対策、今後の対策や計画について話し合いが行われました。



### ▼第2回

令和2年5月22日（金）中央公民館2階会議室で第2回の対策会議が実施されました。

内容は緊急事態宣言中に実施した村の対策と効果について説明があり、地方創生臨時交付金の使い道や、今後の対策について活発な意見交換がありました。



## 議会運営委員会

令和2年6月1日（月）丹波山村役場村長室において議会運営委員会が開催されました。今回は6月定例議会の議案内容と特にコロナ禍での議会運営について検討し、ソーシャルディスタンスを守り3密を避けることに注意することが決まりました。また、今回は昨年9月に取り入れた村のポロシャツで行うことも決まりました。



## 第8回新庁舎建設特別委員会

令和2年6月9日（火）に招集された委員会では建設に向けて事業者選定の方法やスケジュールについて副村長より説明がありました。新庁舎建設では一般的な競争入札ではなく、「設計・施行」一括で公募型プロポーザル（技術提案）方式で行うこと、選定には審査委員として長岡造形大学の佐藤淳哉准教授を委員長とし村民の中から男女代表2名と副村長、総務課長が任命されました。



# 一般質問

## 新型コロナウイルス感染症への対応について



守屋 旭議員

**守屋旭** 国から交付された「新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金」で行う各事業の期間と、既に実施している事業の実績について伺います。

**村長** 臨時交付金は1,753万9千

円丹波山村に交付されました。村では、内閣府から示された臨時交付金の活用事例集を参考に、各課に事業案を検討させるとともに、議員各位にもご意見をいただき、7つの事業を決定いたしました。



▲配食サービス

### 実施済みの事業

■村内飲食休業対策事業「コロナに負けるな！配食事業」

村内の飲食提供事業者の休業対策及び自粛等で収入減となった村民への支援策として、村民に夕食の配達を行うというもので、食事代の半額及び配達に要する経費を交付金で賄う事業です。事業実施に参加の同意を得られた村内6飲食業者に協力いただき、注文の受付及び配達は、株式会社QOLたばやまが受託し、5月12日から5月31日までの20日間実施いたしました。その結果、1,380食の注文を受付、延べ545件に夕食をお届けいたしました。

**守屋旭** 配食事業では、6つの飲食業者のご協力をいただいたとありましたが、村内で幾つの業者に声をかけましたか。

**副村長** 8事業者に声をかけています。

**守屋旭** 今後、違う形になるのか分りませんが、続けるお考えはありますか。

**副村長** 村も観光シーズンに入って、各飲食業者、宿泊業の方たちも繁忙期に入ってます。この時期にやるのか、それを外して冬季の寒い時期にやるのか、この次の2次の臨時交付金がどのような形で交付され、金額的なものも含めて前向きに検討したいと思います。



▲防護柵草刈

■鳥獣防護電気柵維持管理事業

鳥獣防護柵周辺の草刈りや、つる切り作業は、農業者自身が定期的に実施しておりましたが、休業者の就業支援策として、休業中の事業者にもこれらの業務を委託し、現在進行中の事業です。

■リモート授業整備事業

休校している小中学校の児童・生徒への支援のため、タブレット端末を利用したリモート授業の環境を整備しようとするものですが、休校中の小中学校の教育環境を整えるため、単独事業として実施すべく、臨時交付金の交付決定前から準備を進めていました。その後、臨時交付金の決定があったことからこれを充当することとし、既に5月19日から21日までリモート授業を実施しました。

**守屋旭** 今現在、山梨県でどのくら



▲リモート授業

いの市町村がリモート授業を開始したのか、また全国で何%の学校がリモート授業をやっているのか伺います。

**教育長** 現在、山梨県では、中学校も小学校も実施しているのは丹波山村だけです。小学校では2校使っているところがあります。全国では5%です。

**守屋旭** リモート授業をやってみてどうだったか伺います。

**教育長** 先生方が非常に短期間の間に研究をしてくださったことで、1年生は小学校1年生らしく、中学生は中学生らしくといったところで、先生方が生徒になったり、先生役になったりしながら、学校で研究していただいたので、子供たちも楽しみにその日を待っていました。

また、3年目、4年目の若い先生が、何の屈託もなく、何の質問もなく、業者の方が来て説明し、専門用語に対して質問もなく、事が進み、若いことは弱さと思っていました。非常に強みに変わったと思っています。

**守屋旭** デメリットは何か感じましたか。

**教育長** 今はコロナの補助金でこれが賄えますが、来年、再来年、これからずっと非常に大きな通信料がかかってきます。これについてはぜひ議会の方にも、それから村民の皆様にもご理解をいただきたい。またその費用を今後どういうふうに出していただけるか、県が出してくれるかが今後の課題です。

**守屋旭** 今後、このリモート授業をどう

のように活用していくのか伺います。

**教育長** 隣の小菅村の子供たちと6月にリモートで交流をします。もう全世界とつながることになりますので、そういう意味では国際交流もできますし、私たちが会議をするときもリモートで会議をしています。

もちろん2波、3波がもし来たとしても対応できますし、あと、夏の大雨や大雪で休校やインフルエンザの休校があったとしても、活用できたらなと思います。なによりこれから世界に出ていく子供たちにICTの大切さを教えることができ発展させていけると思っています。

## これから実施する事業

### ■避難所整備事業

今後、台風や大雨などの自然災害等により避難勧告が発令された際、現在の避難場所は密集、密接、密閉の3密が懸念されます。そのため、村が購入した空き家を3密が避けられるよう整備し、改修し、避難所としても活用するものです。

### ■村内事業者コロナ対策奨励事業

村内の事業者が、これまでのコロナ対応の経験を踏まえ、新たなサービスの開発や設備改修を行う際の奨励金として支援しようとするもので、商工会等に委託して実施します。

### ■廃棄物ロス減少事業

休業中の村内飲食業者の食品ロス

を防ぐため、瞬間冷凍装置を購入し、余分となる食品を冷凍保存できるようにするものです。

### ■プレミアム商品券事業

新型コロナウイルス感染症の流行により落ち込んだ村内事業者の景気対策事業として、村民を対象にプレミアム商品券を販売するものです。具体的には、1冊1万3千円の商品券を1万円で、一人につき2冊まで販売するもので、商工会に委託し、実施いたします。

**守屋旭** 期間はいつからいつまでの期間を考えていますか。

**住民課長** なるべく早めに始めさせていたいただいて、来年2月28日までを予定しています。



▲プレミアム商品券 (みほん)

**守屋旭** 農家の方も売る機会、場所をなくしています。村として、どのように対応していくのか、伺います。



広瀬直照議員



▲朝市

**副村長** 農家の皆様方に対しゴールデンウィークに朝市を行いたいと声をかけましたが、まだ収穫済みのものが少なく農産物があまり出ないというところで、5月16日と23日の土曜日に、中学校前で2回にわたって朝市を開催しほとんど売り切れるような状態でした。今後、朝市のような形で道の駅、直売所の玄関でやっていく計画を考えていきたいと思っています。

**守屋旭** 国会では、新型コロナウイルス臨時交付金が2次補正予算では2兆円の増額となり、丹波山村に幾ら交付金があるのか、まだ分かっておりませんが、臨時交付金が来たとき、どのように活用するのか伺います。

**総務課長** 1次もそうでしたが、決まってから提出の時間がすごく少ないので、対応できるように課長会議等で検討中です。できるだけ村民の納得がいくようなものをやりたいと思います。

**村長** この対応については、我々職員も考えますが、ぜひ議員の皆さんにおかれましては、こんな使い道がないかという案があれば、ぜひいただきたいと思っています。

**守屋旭** 厚生労働省では、「新しい生活様式」を公表しましたが、村では、村民や事業者にとの周知していくのか。

**村長** 村では、広報丹波山5月号の最終ページの紙面に、手洗い、せき

エチケット、3密の回避など、新しい生活様式の実践例及び感染が疑われる場合や、問い合わせなどを掲載しました。今後は、「新しい生活様式」の実践例を全戸配布し、さらなる周知に努めていきます。

**守屋旭** 今後、新型コロナウイルス感染症の第2波・第3波が起きたときの道の駅等の封鎖の基準について。

**村長** 丹波山村では東京都との県境に位置し、来村客のほとんどが東京都、埼玉県及び神奈川県等の首都圏からとなっています。そのため新型コロナウイルス感染症に対する対応は、東京都をはじめとする首都圏に準じて行っています。

温泉施設及び道の駅をはじめとする公共施設の休業後、山梨県が5月14日に緊急事態宣言の実施区域から解除された後も継続し、各施設ともに、東京都をはじめとする首都圏の解除に合わせ、開業いたしました。このように、今後第2波、第3波の

流行が発生した場合の村民の感染防止を最優先に考え、東京都など、首都圏に合わせた基準を設定し、実施することになると考えています。

**守屋旭** 首都圏に合わせた基準を設定するとありますが、細かい基準と

いうのは考えていますか。  
**副村長** 基本的にはその場、その場で対応が変わりますので、今現在は細かい基準というのはありません。ただ、原則としては村民の安全・安心、感染防止。これは、次から次に新しい守り方というのは新生活様式においては出てきますので、これに準じたものにしていきたいと考えています。

**守屋旭** 奥多摩町などと情報共有は考えていますか。

**総務課長** これまでも奥多摩の観光課と小菅村と職員レベルで情報は取り合っていますので、今後も続けていきます。また会える機会があったら、そういった基準を決めていきたく

## 新型コロナウイルス 感染症への対応について

**広瀬直照** 実際に心配な症状が出たときはどこに連絡するのでしょうか。

**村長** 熱やせき、息苦しさを強いのさなど、心配な症状が出た場合、仕事や学校を休んでいただき、外出は控えていただきます。その上で、

富士・東部保健所内の帰国者・接触者センターやかかりつけ医にご相談いただくこととなっています。

**広瀬直照** 事業者に対していろいろな給付金制度があるが、その相談窓口はどこになるのか伺います。

**村長** 新型コロナウイルス感染症に起因する相談窓口は資金繰り、給付金、設備投資、販路開拓、経営環境の整備、税金など、60件を超えるメニューがあり、相談窓口も多岐にわたっています。そのため、経済産業省のホームページでは、省庁の枠を超えた全ての対応機関を掲載しており、役場に相談があった場合、このホームページを参考に情報提供を行っています。



**広瀬直照** 診察する場合、診察場所や入院施設、そこまでの移送方法、また、軽症者の方々が回避するような隔離施設などの現状はどうなっているか伺います。

**村長** 診察場所、入院施設、そこまでの移送につきましては、富士・東部保健所内の帰国者・接触者相談センターやかかりつけ医に相談し、指示を仰いでいただくこととなります。また、隔離施設の現状ですが、5月末現在、北杜市の須玉温泉、若神楼が軽症者専用施設となつていますが、現在入所者はいません。

**広瀬直照** 感染防止を経験してきた現在で、これからはどのようなものを備蓄するのか伺います。

**村長** 緊急事態宣言発令時には、県の健康長寿推進課から、ニトリル手袋1,500枚、サージカルマスク500枚が届き、県外の篤志家からも2,500枚のサージカルマスクが届けられ、備蓄が補強されました。今後定期的な備蓄量を増やし、万が一の事態に不足が生じないよう備えていきます。

**広瀬直照** 今後、発生が予想される第2波を見据えた暮らしや職場での

## 新型コロナウイルス

### 感染症への対応について



守屋保志 議員

**守屋保志** 村では、新型コロナウイルス感染症の対策について、感染拡大防止及び経済対策をどのように講じてきたのか、時系列に沿った答弁

を求めます。

**村長** 新型コロナウイルス感染症の拡大により、感染拡大防止の為

3月4日から温泉施設を休業。

3月15日開業のローラー滑り台の開業を見合わせました。

4月6日小中学校の始業式を、翌日7日に入学式を実施しましたが、4月8日から臨時休校といたしました。

4月7日には東京都、神奈川県、大阪府など7都道府県に緊急事態宣言が発令され、翌週16日には全国に緊急事態宣言が発令されました。

4月17日村ではこれを受け観光協会会長宛に、会員の村内観光事業者に

感染拡大を防止する生活習慣などの対策について伺います。

**村長** 3月以降、感染防止対策や日常生活を営む上での生活様式、働きからスタイルなど、様々なことを学びながら実践してきました。これまで学び、実践してきたことを糧に、気を緩めることなく、新型コロナウイルス感染症に引き合っていくことが大切であると考えています。コロナウイルスは消滅したわけではありませんので、村民及び事業者の皆様には、これまでどおり密集、密接、密閉の3密を避け、手洗い、マスク

対し、営業自粛の協力要請を行うとともに、村のホームページには来村自粛のお願いを掲載いたしました。

4月25日から5月29日まで、道の駅をはじめとする村営の駐車場を全て閉鎖いたしました。

これは4月中旬以降、東京都及び埼玉県等の首都圏から車やバイクの来村が急増いたしました。そのため、村民の皆様への感染防止と健康を最優先に考え、ホームページ上で改めて来村自粛をお願いした上で実施しました。

### ■経済対策について

4月20日に国で家計への支援を実施するため、一世帯一人10万円の特別定額給付金を支払うことを閣議決定いたしました。村では即日準備を進め、5月の連休中に村内各所に申

の着用の生活習慣を継続いただきま

すようお願い申し上げます。  
また新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の取りまとめた「新しい生活様式」の実例を全戸配布する準備を進めています。

また、役場におきましても、3密を避けるため、振興課と副村長の執務を2階の会議室に移動し、万が一役場内に感染者や濃厚接触者が出た場合も執務は継続できるような体制を取っており、当分の間、この体制を継続していきます。

請受付場所を設置し、5月7日から給付を開始し、同日中には約7割の世帯に給付し、翌週には数件を除き給付を完了いたしました。これは、山梨県では最も早い支給となりました。

5月1日付で村内の個人や事業者で国の経済対策適用対象条件を満たさない小規模事業者や中小企業者のため、村独自利子補給金交付要綱を制定し、商工会にも情報提供しています。

また、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」が創設され、丹波山村には1,753万9千円が交付されることとなり村では7事業を決定いたしました。

**守屋保志** 村では今後備えた対策をどのように講じていくのか、その

基となる方針について、村長の見解を求めます。

**村長** 村民の方の安心・安全で暮らせる生活と、業者の方の経済対策をしっかりとしていきたいと思えます。

**守屋保志** 村内の商業施設の動向をどのように把握されているのか。また、どの課が所管されていますか。

**副村長** 商業関係の動向については、このような観光業を守るだとかというのを考えますと、極めて深刻な状況です。所管については、振興課です。

**守屋保志** 他の自治体の中には、観光協会及び商工会との連携し持続化給付金の申請補助作業の手数を予算化し、給付金の申請を推進したり、申請に必要な帳簿類の作製、オンラインでの申請ができない方への指導等、給付がスムーズに受けられるような手厚い支援を行っているが、農業者者に直売再開に向けて手厚い対応をしているが、村としてはどう考えているか、所管部署の見解を求めます。

**振興課長** 持続化給付金については商工会が手がけている情報は、役場もある程度把握しています。申請については、村内事業者のコロナ対策奨励事業として各事業者への奨励金というのを踏まえて、その補助の関係も商工会、またはほかの団体に委託しようという計画で300万円計上しています。

次の農業者の支援につきましては、農業者と詳しい話は今のところあり

ません。朝市の段階で品物の状況を納入者リストにより確認しましたが、まだ5月中は、なかなか思うように出荷ができない時期だということもあって、そのままになっています。

今後の対策については、しっかりと検討していきます。

**副村長** 観光協会や商工会、一般社団法人、事業者、農業者が金銭的な支援が必要なのか、それとも物的な支援が必要なのか、村へ提案していただければ、第2次の補正予算を活用したり、対策が出来ると思います。

**守屋保志** 何人かに持続化給付金の申請状況等、聞き取り調査をしましたけれども、国の給付金が交付されないような条件でやむを得ないというところであるのであれば、村が手厚い支援をしないと資金繰りの調整がつかず、廃業がもう見えてると私は正直判断しました。

そういうことを踏まえた上で、データを取りまとめ、商工会との打ち合わせを密にさせていただき、今後の対策等を行っていただきたいが課長の考えを伺います。

**振興課長** 商工会の状況は把握していますが、持っている情報は、丹波山村商工会の会員に限る情報です。で、会員ではない方の対応をどうするのか、そこまで商工会が携わっていただけるのか、という問題と、売上げに関する事は個人情報取扱になりませんので、役場振興課がどこまで細かく入っていいののかも併せて、商工会と今後検討をさせて

いただきたいと考えます。

**守屋保志** 新型コロナウイルス感染症の対応について、一般社団法人がどのような役割を果たしたのか、理事長である村長に伺います。

**村長** かじ取り役ということで、商工会、観光協会の会員の方を集め会議を行い持続化給付金については担当窓口が商工会で申請等に関してはパソコンを持っていない方に代わって、申請だけを委託できるようにするなど対応について話し合いました。

**守屋保志** パソコンを使えない高齢者の方など、申請が遅れ、お金が無くなってしまふ廃業するようなことが無いよう丁寧な対応を強く望みます。いのですが、今後進めていけるのか伺います。

**村長** 業者によっては、去年の収入が半分減ったとか、期間が過ぎてないともならないとか、いろいろな条件があるそうなので、すぐに申請をしていいのかわからないという、事情もあると思われれます。

村内では申請可能見込みが商工会の調べで26件あるそうです。そのうち、申請済みが3件、準備中が8件ということ、取りこぼしがないようにしていくことを見守っていくこともありますけれども、第二次の臨時交付金で観光業者にも協力を認められるような内容の新聞の報道がありましたので、そういった部分も臨時交付金で充てていければと思います。

**守屋保志** 一般社団法人をもう一度

設立の趣旨を精査して、きちんと役目を理解していただき、本来あるべき姿に修正するよう求めます。

**村長** かじ取り役ということですので、どこがどうやってくのかという部分もありますし、一般社団法人にできるところはやっていきたいと思っています。

**守屋保志** 発令から49日間で緊急事態の全面解除となりましたが我が村は感染拡大が多く見られた首都圏に隣接し、宣言が解除されたばかりの東京都においては6月2日の23時に東京アラートが発動され、なおも継続中です。

今後の動向によつては、さらなる影響を受けることが懸念されます。このようなコロナ禍で、我々が北都留選出の市川正末県議会議員に県への働きかけを申し出たところ、市川県議の仲立ちにより、山梨県富士東部議員連盟8名の県議会議員が5月19日に都留市、大月市、上野原市、小菅村、丹波山村を訪れ、新型コロナウイルス感染症に関する調査の実施がなされたと伺いました。

この活動は、6月4日の新聞報道によると、要望書は既に県へ手渡されているということですが、丹波山村の要望事項の内容について示してください。

**副村長** 5月の中旬、山梨県富士東部議員連盟8名の県議会議員が来村し、要望があったら、取りまとめを出してくれと要望があり翌週に取りまとめ、市川県議へ書類を送りま

した。

その内容は、

1 点目 地方創生臨時交付金の拡大の要請です。

2 点目は、消毒作業用の備品購入の補助。これは飲食業や旅館、宿泊業が消毒の小さいポンプ式のものではとも足りないもので噴霧器等、大量にできる備品の調達に、各施設とも購入費がかかるので補助してほしい。

3 点目が、診療所をはじめとする公的機関の物資の購入の補助。診療所で幾ら備蓄があるといっても、たかが知れていますので、大量に備蓄するために、例えばフェースガードとかガウン等補助をお願いしたい。

4 点目が、宅配事業者への車両の購入を要望しています。

それに対して、昨日、知事名で、富士東部の県会議員連盟の会長の白壁先生に出した文書が昨日ファクシミリで届き、要望は受け取った。ただし、要望の内容については、県として所管する部署から市町村に対して要望の背景や具体的な事例や、市町村の取組状況など、要望内容の詳細を確認しながら、できる限り実現するために整理ができた段階で回答するというような文書をいただいています。

**守屋保志** 感染拡大の影響により、営業自粛を余儀なくされた関係団体に対しては、今後一層の感染対策をはじめとする活動の継続に向けた積極的取組に必要な経費を支援する必

要が求められています。また、国が行う様々な支援策は承知しておりますが、村独自で救済措置を今後も行っていくという考えはあるのか、村長の見解を求めます。

**村長** 国からのお金を第一に使い足

## 第5次総合計画及び

## 第2期総合戦略の策定について

**守屋保志** 第5次総合計画及び第2期総合戦略の策定に当たり、効果検証をどのように総括し、策定に取り入れたのか伺います。

**村長** 第5次総合計画及び「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、村内の様々な問題や対策内容を盛り込んであり、着実に進め、実現していくことにより、策定にあたり指摘された意見の解決につながると考えています。

このような考えの下、策定いたしましたので、よろしくご理解の上、ご協力いただきますようお願いいたします。

**守屋保志** 第5次総合計画は、実施計画についての説明がなされています。実施計画の期間及び事業の進捗の確認や、見直しをする期間を明らかにするべきだと考えます。

実施計画の期間の提示と年度ごとの検証の実施を強く求めますが、執行部の見解を求めます。

**副村長** 第4次の計画には実施計画

りなければ村としても夏祭等中止した部分とともありますので、充てられるところを充てて、一つでも多くの観光業の方、携わっている方が廃業することなく補助をしていければと思っております。

の内容が提示されておりますが記載だけで、実施計画はつくられていませんでした。実施計画を作るためには、財源の措置が必要なのですが丹波山村の場合、財源の確保が非常に難しいということがあって、恐らくこの10年間の財源確保ができなかつたと考えます。

今回、この計画を作るときに、同じように実施計画という項目がありました。実施計画は外させていたいただきました。庁舎は使い道のはつきりした基金があるのでいいのですが、それを全ての事業に当てはめると、実施計画が、それこそ絵に描いた餅になってしまいます。

この村の場合、幸いに地方創生交付金かなりの確率で採択されていますので、それを充たしながら、計画を実現していくという形態ができています。ですから、作れと言えども無理にでも作れますが、本当に年度ごとにできるか分かりません。

そのような状況から、実施計画に

ついては策定をしなかった、それが現状です。ただ、検証は必ずすると、検証体制のところにも明記されていますので毎年検証しながら進めていきます。

**守屋保志** 第5次総合計画及び第2次総合戦略の検証について、現在は、検証委員会集めて、その検証して、その結果を議会に報告してはいますが、村民に理解してもらうために、年度ごとの検証結果の内容をもっと具体的な表現を使って、村民に公表していただきたいがどうか。

**村長** 現在、進化管理というのを別に行っていますが、この進化管理とは別に、この総合計画版の進化管理を検討していきたいと思っています。

**守屋保志** 村民が理解というのをいつも気にしながら、執行部には対応していただきたいと思えます。

次に、この危機的時代の状況下では、スピード感と分かりやすい政治を行うリーダーが求められていると思います。新型コロナウイルス感染症の対応と、第5次総合計画及び第2次総合戦略の運用に当たっても、スピード感はもとより、村民への丁寧な説明と情報の共有を必ず行うよう強く求めますが、お約束をいただけますか。

**村長** 丁寧な開示とスピーディーな対応をしてまいりたいと思えます。



ゴールデンウィーク中の5月3日全議員で観光施設、河原、駐車場等村内巡視活動を行いました。村により駐車場等の閉鎖が行われた事もあり、特に人の集まるような場所はありませんでしたが、数人に対し外出自粛等の注意喚起を行いました。

### コロナ対策のためのGW中巡視活動



### 地方創生担当大臣と面会

令和2年7月2日村長、議長、副議長、議会運営委員長が地方創生推進交付金事業の拡充を求める要望書を提出する為に北村誠吾地方創生担当大臣と面会しました。財政状況の厳しい中で実施できなかった事業が地方創生推進交付金の創設により実施できるようになり、これまで地方創生推進交付金事業7件、地方創生拠点事業3件、加速化交付金事業1件が採択され、村が大きく変わってきたこと、これからも村の存続発展には事業の継続拡充が不可欠との意見を直接手渡しました。

### 退任のご挨拶

野崎 喜久美



ちょうど3年前の梅雨の日、丹波山村の教育長として辞令をいただき、中身の濃い時間を過ごさせていただきました。

通勤距離はどうであれ、「村に住んで税金を納め、一票を持つこと」を家族と約束し単身での赴任でした。

村の方々の温かい人柄に触れ、いつも元気で笑顔でいられたことは、きつとご縁があったのだろうと思う丹波山村です。

日々新鮮で、命に接しているというのが教育長の仕事だと感じる毎日でした。

村民の皆様のご健勝と益々の村の発展をご祈念いたしましてご挨拶いたします。本当にありがとうございます。

### 村議会を傍聴してみませんか

次回の定例会は、9月9日の開会を予定しています。村議会は、どなたでも傍聴できますので、お気軽にお出かけください。

※コロナ対策の為、傍聴を制限する場合があります。

### 村議会のテレビ放映について

丹波山村CATVでは、村議会の模様を放映しています。放映日等は防災無線でお知らせいたします。

詳しくは、丹波山村議会事務局 電話 0428 (88) 0211